サービスの内容



障害者総合支援法に基づくサービス

サービス名	内容
一般相談支援	基本相談支援及び地域相談支援を行います。
特定相談支援	基本相談支援及び計画相談支援を行います。
※基本相談支援	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、市町
	村や事業者との連絡調整等を行います。
※地域相談支援	①施設に入所している人や精神科病院に入院している人に対して
	住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等に対
	応します(地域移行支援)。
	②居宅において単身等で生活する人に対して、常時の連絡体制を
	確保し、緊急時の相談等に対応します(地域定着支援)。
※計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画の策定、
	サービス等の利用状況のモニタリング、事業者等との連絡調整等
	を行います。
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度の肢体不自由等により常に介護を必要とする人に、自宅で
重度訪問介護	入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動支援等
	を総合的に行います。
	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同
同行援護	行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援等を
	行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動に著しく困難を有し常時介護を必
	要とする人に、危険を回避するための必要な支援、外出時にお
	ける移動の支援等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護
	創作的活動または生産活動の機会等を提供します。
短期入所	介護者が病気などの場合に、短期間、夜間も含め事業所におい
	て、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設等に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せ
	つ食事の介護等を行います。

サービス名	内容
自立訓練(生活訓練)	一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な
	知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとと
	もに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A
	型は雇用契約に基づき就労の機会を提供します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され
	た人に、就労に伴う環境変化により生じた生活面・就業面の課
	題解決等に向けて必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助
(グループホーム)	を行います。
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行
	います。
日中一時支援	事業所で、一時的な見守りの支援を行います。



児童福祉法に基づくサービス

サービス名	内容
障害児相談支援	障がい児通所支援のサービス利用者に対し、障がい児支援利
	用計画の策定、サービス等の利用状況のモニタリング、事業
	者等との連絡調整等を行います。
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、
	知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、
	居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後または学校休業日に、
	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の
	支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、保育所等を訪問し、集団生活へ
	の適応のための専門的な支援等を行います。